

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

債権譲渡があった場合の債務免除益等の計上の有無

《内容》

関与先のA社は甲銀行から1億円の借入金がありますが、A社の業績はここ数年来低迷しており、その借入金の返済のめどが立たない状況になっています。

そのため、甲銀行はA社からの回収に見切りをつけ、この貸付金1億円を乙社に1,000万円で譲渡しました。その後、更に乙社はその貸付金を1,500万円で丙社に譲渡しました。これらの債権譲渡については、A社もやむを得ないものとして承認しています。

その結果、A社への貸付金の時価（回収可能額）は、客観的に1,000万円から1,500万円であると見られています。この場合、A社は1億円と1,500万円との差額を、債務免除益として計上しなければならいでしょうか。

また、このような場合、借入金の時価評価を行って、評価損益を計上すべきではないかということも聞きましたが、本当にそんなことをすべきでしょうか。

『答』

A社は、丙社から債務免除を受けない限り、債務免除益を計上する必要はないし、また、評価損益を計上する必要もありません。

(解説)

1 甲銀行のA社に対する貸付金1億円が、甲銀行から乙社に対して1,000万円で譲渡され、更に乙社から丙社に対して1,500万円で譲渡されたということですから、現在の債権者は丙社となっています。このように、A社への貸付金が転々と譲渡されれば、その時々の譲渡価額がその貸付金の時価、すなわち回収可能額を示していると捉えられます。

しかし、債務者たるA社にとってみれば、債権者である乙社から債務免除を受けない限り、法的には1億円の返済義務を負っています。仮に、甲銀行や乙社、丙社からA社には1億円の債務に対して1,000万円から1,500万円程度の額しか返済能力がないと評価されていても、依然として債務の額は1億円であることに変わりはありません。

2 現在の債権者である丙社は、A社の返済能力のいかんにかかわらず、法的には1億円の返済を請求することができます。そのため、乙社と丙社とは、買取価額以上の回収を目論んでA社への貸付金を取得したものと思われま

したがって、A社は、債権者である丙社から法的に債務免除を受けない限り、債務免除益を計上する必要はありません。丙社またはその後の債権者から実際に債務免除を受けたときに、その免除された金額を債務免除益として計上すれば足ります。

3 なお、法人税や企業会計でも、借入金に時価評価をすべきような取扱いにはなっていません。したがって、ご質問のA社がその借入金について評価損益を計上するような必要はありません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。